

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バングラデシュ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	476,000千円 2030.12.31まで	2022.10.26 ダッカで (同日)	日本側 伊藤直樹在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 シヤリフア・カーソン財務省経済関係係局長官	2023.4.6 135号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (加註) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バングラデシュ	ダッカ及びラングラーウル気象リーダー整備計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「3,009,000千円」に改める	2022.6.28 ダッカで (同日)	日本側 伊藤直樹在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 フアナイト・ヤスミン財務省経済関係係局長官	2022.10.17 351号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。